

はじめに

1. 復興プロジェクトについて
2. これまでの主な活動の経緯
 - (1) 平成23年度の活動
 - (2) 平成24年度の活動
3. 特許出願等復興支援制度
4. ニーズ・シーズマッチング支援
5. なみえ焼そば支援

はじめに

東日本大震災から2年が経過します。東北の沿岸部を襲った大津波は今も大きな爪痕を残し、また福島第一原発事故による避難区域の住民は、故郷を離れ、全国各地に散らばっての生活を余儀なくされ、いつになれば故郷で元の生活に戻れるのか、予想もつかない状況です。

日本弁理士会として、被災地の復興のための施策を推進してまいりましたが、ここにその活動を紹介します。

1. 復興プロジェクトについて

復興プロジェクトは平成23年5月に立ち上がり、以降、東日本大震災による被災地の復興を支援するために様々な活動を行っています。現在、復興プロジェクトは、復興プロジェクト本部と、その下部組織としての実行委員会とから構成されています。

さらに、実行委員会は、特許出願等の支援を行う第1部会、その他の支援活動を行う第2部会、及び広報活動を行う第3部会から構成されています。また、必要に応じて、各部会の委員及び外部弁理士を加えた支援チームを設置し、支援対象毎に適した活動を行っています。

具体的な支援活動事例としては、第1部会が行っている特許出願等復興支援制度では、申請件数が47件、その内援助件数が25件となっております（平成25年2月末現在）。また、第2部会では、マッチング支援提案を行っており、「アグリビジネス創出フェア2012」、「東北地域アグリビジネス創出フェア2012」などにセミナー講師を派遣しております。また、第3部会では特許出願等復興支援制度の周知活動等を行っており、主に青森、岩手、宮城、及び福島県にて合計45の団体・機関に対して説明を行いました。

以下、日本弁理士会及び復興プロジェクトの過去の復興支援活動についてご紹介いたします。

2. これまでの主な活動の経緯

(1) 平成23年度の活動

・3月

東日本大震災が発生した平成23年3月11日より、弁理士会では復興支援の活動を開始し、同月に、日本弁理士会の会員各位に東北地方太平洋沖地震救済募金の呼びかけを行いました。

・4月

奥山尚一会長より、日本弁理士会の会員に対して復興支援提案の募集が行われ、合計81件の

貴重な御提案を頂きました。なお、この御提案に対しては、平成25年2月8日付で、「復興プロジェクトの活動状況」として復興プロジェクトからの回答を日本弁理士会電子フォーラムに掲載いたしました。

また、同月に、日本弁理士会のホームページ上に震災復興支援ページを設置し、日本弁理士会の復興支援に関する各種情報を公表しております (<http://www.jpaa.or.jp/bousai-web/touhoku-jishinn.html>)。

・ 5月

募集した復興支援提案を実行するために、復興プロジェクト本部を立ち上げました。

・ 6月

被災者を対象として、日本弁理士会の復興支援制度等の相談を受け付けるため、特別相談窓口を設置しました。

・ 8月

特別相談窓口用にフリーダイヤルを設置しました(0120-19-2723)。また、同月から東北各県の被災地において、被災者を対象とする無料相談会へ参加しています。

・ 9月

同年3月より呼びかけを開始した救済募金によって会員からお預かりした募金約1億円を、日本赤十字社へ寄付いたしました。

・ 11月

「知的資産経営フォーラム2011」を、被災地でもある宮城県仙台市にて開催致しました。その中で、「知的財産価値評価を通じた知的資産経営の推進と震災復興支援」をテーマに、「知的財産価値評価を通じた知的資産経営の推進」を実現させるスキームについて、日本弁理士会の提案を説明しました。

・ 12月

総合的知的財産支援制度を創設しました。この総合的知的財産支援制度は、中小企業、又は公益的な研究所・大学等の研究機関などを対象として、知的創造活動又は知財権の取得活用を支援するために、知的財産権の出願に関する指導又は保有知的財産の評価等を行うものであります。特徴としては、支援弁理士が現地で相談・指導をすることに加えて、知的財産の価値評価にかかる費用を日本弁理士会が負担する点にあります(ただし、上限あり)。

・ 翌1月

平成23年度パテントコンテストにおいて、震災復興応援賞を授与しました。

(2) 平成24年度の活動

・ 4月

より機動的な復興支援活動を行うために、復興プロジェクト本部の下部組織として前述の実行委員会を立ち上げました。

また、同月には特許出願等復興支援制度を創設しました。この特許出願等復興支援制度は、被災地の復興を知的財産の面から支援するために、日本弁理士会が、「特許」「実用新案」「意匠」の

出願費用の全部または一部を援助する制度です。支援対象は、被災地にお住まいの個人、被災地に住所を有する中小企業・協同組合等、及び被災により被災地域外に転居した個人または中小企業・協同組合等であり、その特徴は、援助金を返済する必要がなく、各都道府県の発明協会など指定の公共機関からの紹介などを受ける必要がある点にあります。

・ 5月

特許出願等復興支援の申請受け付けを本格的に開始しました。なお、平成25年2月末現在の申請件数が48件、その内援助件数が25件となっております。

・ 6月

6月に支援チームを設置し、地域ブランドを活用して浪江町を支援する活動を行っております。なお、3月22日に開催予定の地域ブランドシンポジウムにおいて、当該活動についても紹介する予定です。

また、同月には、復興支援に資する情報を広く且つ早く発信するために、復興プロジェクト本部公式 Twitter アカウント (https://twitter.com/JPAA_fukkou) の活用を開始しました。

・ 翌1月

平成23年度に引き続き、平成24年度パテントコンテストにおいても、震災復興応援賞を授与しました。

・ 2月

平成23年に寄せられた支援提案の「図書等寄贈支援」を実現するために、「学校図書館げんきプロジェクト」の寄付金を募っております。

・ 3月

3月22日には、福島県福島市において「地域ブランドシンポジウム in 福島」を開催する予定です。同シンポジウムでは、富士宮やきそば学会会長の渡邊英彦氏をお迎えして、どのように「富士宮やきそば」のブランド化を実現されたかをお話いただきます。また、「なみえ焼そば」の保護活用を通じた浪江町に対する日本弁理士会の支援活動の紹介、そして、「なみえ焼そば」のブランドを如何に活用して将来の復興と発展に繋げていくかについてのパネルディスカッションを致します。

なお、同日に開催予定の福島県主催のセミナーにおいて、復興プロジェクト実行委員会第2部会による日本弁理士会の復興支援に関する発表が行われる予定です。

3. 特許出願等復興支援制度

(1) 創設の経緯

従来からあった「特許出願等援助制度」を発展させて、被災した方々の特許出願等の費用を援助し、特許発明等が実施されることによって被災地の復興に寄与することを考えました。検討にあたっては特許庁普及支援課と相談し、同庁が進める知財総合支援窓口に協力を求めることとしました。具体的には、知財総合支援窓口に相談に来られた被災された方の中で実際に出願した場合に権利となりえるであろう内容のものがあつたら、日本弁理士会の「特許出願等復興支援制度」の申請を勧めて頂いております。

なお、弁理士会では申請された案件について改めて内容を審査し、権利化可能と判断した場合

に出願援助対象としています。

本制度は、会令「特許出願等復興援助規則」として平成24年5月30日の定期総会で承認され、また 内規「特許出願等復興支援規則施行細則」を制定し、実際の運用は同年7月からスタートしました。

(2) 対象者

指定被災地（※1）に住所又は居所を有する個人、指定被災地に住所又は居所を有する中小企業者（※2）、及び被災により指定被災地外に転居した個人又は中小企業者。

援助対象となる発明等：

事業化による雇用の創出等、何らかの形で被災地の復興に貢献する可能性がある出願前の発明、考案、意匠であって、日本弁理士会が指定する機関から推薦又は紹介を受けたもの。

【注】外国出願、PCT出願は援助対象となりません。また、審査の結果援助対象とならない場合があります。

※1 指定被災地域

青森県：八戸市、上北郡おいらせ町

岩手県：全市町村

宮城県：全市町村

福島県：全市町村

茨城県：水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町

栃木県：宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町

千葉県：旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

新潟県：十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

長野県：下水内郡栄村

※2 中小企業者

中小企業者とは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（平成十一年三月三十一日法律第十八号）第2条第1項第1号から第8号に規定する会社、個人、企業組合、協業組合及び事業協同組合等をいいます。（詳細下記）

- (1) 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (2) 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- (3) 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- (5) 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- (6) 企業組合
- (7) 協業組合
- (8) 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

(3) 期 限

平成24年5月25日から平成29年3月31日まで

(4) 審 査

申請された発明等は、知的財産支援センターの担当委員が合議にて書類審査を行います。原則として、審査結果は翌月の中旬頃までに確定し申請人に通知します。

4. ニーズ・シーズマッチング支援

特許出願等復興支援以外の支援策として、復興プロジェクト本部第2部会では、東北復興を直接かつ現実的に支援することを目標として活動しました。メンバーは、4名の被災地出身者を含む8名の弁理士（内田浩輔、押久保政彦、佐藤博正、鈴木正剛、丹野寿典、瀧本裕子、津田宏二、三品岩男）。活動の概要は、以下の通りです。

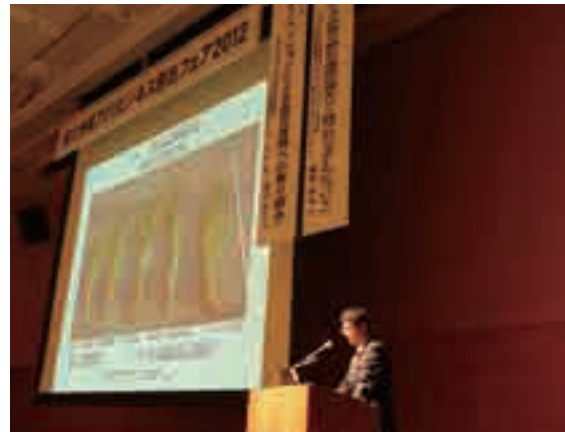
まず、現地視察をもとに特定したテーマに沿い、日本では必ずしも有効に活用されているとは言い難い公開特許情報を分析して、復興のニーズ（地元で足りないもの）とシーズ（満たせるもの：利用できる技術、ブランディング等を含む）とをマッチング可能な程度まで具体化しました。この作業により徐々に見えてくるマッチング候補となるシーズをベースに、これまで地元も気がついていない可能性のある新たなニーズ（潜在ニーズ）を見いだしました。そして、対応するシーズをさらなるマッチングを含めて探し出し、あるいは開発することによりイノベーションにつなげるなど、弁理士ないし日本弁理士会ならではの支援内容を検討し、関係組織に提案しました。

特定したテーマは「被災農地の復興支援」。現在行われている石灰による除塩では、土地が痩せるだけで、そのままでは植栽ができません。つまり農家は喜びません。そこで、ニーズの具体化と潜在ニーズの探索を続けた結果、除塩はもとより、僅か4週間未満で植栽が可能となるまで復興（自然農工法を加速させて被災前以上に改善）させる、いわゆる魔法の土壌改良材（成果は添付写真参照）を、膨大な公開特許情報より見つけることができました。幸い、特許権者である中小企業N社がこの発明を実施中であり、このN社が、震災直後、被災地での植栽実験に成功した事実も判明しました。この土壌改良材を被災面積が最大であった宮城県沿岸地区に散布すれば、

被災農地復興が劇的に早まるのはもとより、職を失った多くの農家のために、自己保有の農地を活用して新たな職を生み出す（土壌改良材の主たる材料の大量培養、別需要への応用、商品化）という効用も期待されました。

N社から成果情報をもらい、それに基づいてプレゼン資料を作成し、一昨年発足した復興大学(宮城県の大学、高専、企業による学都コンソーシアム)の渡部教授の協力も得て、みやぎ産業振興機構、東北経済産業局、NHK仙台放送局、農水省本省に出向いてプレゼンを行いました。有力国会議員や市会議員にも働きかけました。農水省本省には、プレゼン資料を、JAを含む関係組織に配信してもらうだけでなく、アグリビジネス創出に関する仙台、東京での講演の機会(講演者:佐藤、三品)も与えられました。

プレゼン並びに講演での反応は、総じて好意的でした。もっと早く提案して欲しかったとの声も聞かれました。但し、現実に関係組織ないし農家を動かし、提案内容を事業化まで発展させるためには、事業主体、顧客、販路、収支などを明確にしたさらなる詳細な事業プランを描くことが必要となります。



支援活動をより実効的なものにする観点からは、弁理士の本来業務にとどまらず、東北をイノベーションさせるための活動や信頼を勝ち取るための被災地での地道な活動を行うなど、弁理士ないし日本弁理士会が本気で取り組む姿勢を見せていくことが、大きな課題になると思われます(鈴木)。



石灰で除塩



肥料A



肥料B

出典:株式会社日糧産本社 田中記念研究所
日本弁理士会 産調プロジェクト本部実行委員会 調査報告

5. なみえ焼そば支援

福島県浪江町発祥の「なみえ焼そば」は、平成23年度、同24年度とB1グランプリで2年連続4位入賞を果たしました。しかしながら有名になるに伴い、浪江町とは関係ない者が「なみえ焼そば」の名前を騙って出店するようになってきました。

このような状況の中で、浪江町長から『浪江焼麺太国「なみえ焼そば」の地域ブランドの保護活用の支援に係る協力要請』が当会に寄せられ、弁理士会として同町の活動に協力することを約束しました。

具体的には、実行委員会の委員及び外部弁理士を加えた支援チームを設置し、「なみえ焼そば」の商標登録出願、及びなみえ焼そばブランドの保護・活用を支援しています。

浪江町の人々が故郷を離れても、「なみえ焼そば」ブランドを絆として一つの思いで繋がっていることを祈り、今後も弁理士会として尽力していきます。